

# 高圧ガス容器貸借契約書

本契約者は商品の販売に伴って生ずる高圧ガス容器の貸借と、その管理に関して  
(以下甲という)と  
(以下乙という)と

の間に於いて、次の通り契約を締結する。

- 第1条 甲は、高圧ガスの消費に必要な乙の所有する高圧ガス容器(以下容器という)を乙より、高圧ガス納品の都度必要本数を借り受ける。
- 第2条 甲は乙より下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証金を乙に差し入れるものとする。
- 第3条 甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の規定に従い責任を持って管理をし、決して高圧ガス容器として本来の目的以外に利用してはならない。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。
- 第4条 甲は借り受ける容器の管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共に行う。
- 第5条 容器の授受は高圧ガスの納入および容器の引取りの際、乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器返却の日より2年間以上保存して後日の証とする。
- 第6条 高圧ガス納品時の容器を受渡しする際、甲は受渡しする乙作成の容器固有記号番号を記した伝票に受領の証として署名又は捺印し、乙は容器の返却時に返還する容器固有記号番号を記した容器返却伝票を甲に対して発行する。
- 第7条 甲は、乙より借り受けた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに乙に返還する。
- 第8条 甲は、乙より借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲はただちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。  
容器に付属するキャップ、バルブ、スピンドル等の紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。
- 第9条 本容器の無償貸与期間を六ヶ月とし、その後は本容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。
- 第10条 甲は、乙より借り受けてから1ヶ年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。また、期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は必要に応じて口頭または書面において甲に撤収の理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器ならびに内容物である高圧ガスが撤収されたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。
- 第11条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。
- 第12条 乙が甲に貸し出した容器について、その容器の所在において甲乙に意見の食い違いがあった場合の証明は、第5条で定められた伝票保存の期間、第6条に定められた容器の授受時に取り交わした伝票等書面にもとづき、貸し出しについては乙の、返却については甲の責任において証明する。

- 第13条 容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。
- 第14条 容器の預かり保証金は甲が乙の請求に応じなかった場合、容器の弁償金・使用料に充当できるものとする。
- 第15条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は3ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出 甲乙協議する。変更の申出のない場合は、さらに1ヶ年延長し、その後も同様とする。
- 第16条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(借主) 住 所  
名 称  
代表者 印

乙(貸主) 住 所  
名 称  
代表者 印

記

容器容量		本数
容器	リットル	本
容器	リットル	本
容器	リットル	本
容器	リットル	本

預かり保証金 \_\_\_\_\_ 円

一日あたり容器使用料 \_\_\_\_\_ 円

以 上